

## 18年度の市県民税について

6月から平成18年度の市県民税の納期が始まります。

17年中の所得の資料に基づいて課税された市県民税を、**特別徴収**の人は6月分の給料から天引きされ事業所とりまとめで、**普通徴収**の人は住所地に郵送された納付書で、税務課か指定金融機関で納付してください。納期限内の納税をお願いします。

市県民税は、(所得 - 所得控除) × 税率 - 税額控除等 で課税される**所得割**と、所得と扶養人数で判定して課税される**均等割**(市3000円 県1500円)からなります。今回の課税では税法・税条例の改正により、主に次の点が改正されています。これらの改正により、前年と同様の収入でも増税となる場合があります。

### 主な改正点

#### ① 県民税の均等割への森林環境税加算

17年度までは1000円でしたが、県森林環境税500円が加算され、1500円になりました。市民税均等割は3000円に変更ありません。県森林環境税についての詳細は奈良県庁税務課(☎0742-27-8363)にお問い合わせください。

#### ② 妻の均等割の非課税措置の廃止

同一市内で夫に均等割が課税されている妻の均等割は16年度までは非課税、17年度は1/2課税(2000円)でしたが、経過措置終了で通常の税額(4500円)になりました。

#### ③ 老年者の非課税規定の廃止

「老年者」とはその年の1月1日現在65歳以上で前年の合計所得金額が1000万円以下の人をいいます。17年度までは老年者で合計所得金額が125万円以下であれば市県民税を非課税とする規定がありましたが、これが廃止となり課税されます。ただし一部の経過措置があり、昭和15年1月2日以前生まれで合計所得金額が125万円以下であれば、18年度は算出所得割額の2/3が減額されます。均等割については本来4500円(3000+1000+500)ですが、2/3減額されると1400円(1000+300+100)になります。

#### ④ 65歳以上の人の公的年金にかかる雑所得金額の算式の改正

昭和16年1月1日以前生まれの人の公的年金にかかる雑所得金額の算式が改正され、同じ収入でも所得となる分が増えました。

#### ⑤ 老年者控除の廃止

「老年者」に適用されてきた48万円の所得控除が廃止されました。

#### ⑥ 定率減税の縮減

定率控除前所得割額の15%(上限4万円)が減税されてきましたが、定率控除前所得割額の7.5%(上限2万円)の減税に半減しました。

#### ⑦ 全期前納報奨金制度の廃止について

普通徴収の市県民税と固定資産税には、全期税額を第1期の納期限内に一括して前納した場合に一定の報奨金を交付する制度がありました。この制度は、納税意識の高揚を目的に昭和25年に創設されたものですが、社会情勢の変化や県下他市の廃止傾向をかんがみ、経費縮減のため、平成19年度から全廃することになりました。平成18年度に限り、経過措置として、報奨金の交付率を100分の0.2に半減(上限15万円)して制度を運用し、当該報奨金を交付することとなっています。

### 19年度以降の口座振替について

今回の報奨金制度の廃止に伴い、全期前納から期別納付へ納付方法を変更する場合は、19年3月までに、(期別納付とする)口座振替納付依頼書(自動払込利用申込書)を、税務課か指定金融機関に提出してください。19年度からの市税納税を変更後の方法に切り替えます。依頼書(申込書)は指定金融機関か税務課にあります。

詳細についての問合せ先

市県民税の課税の内容と、特別徴収⇄普通徴収の切替について

市役所 税務課 市民税係 ④(内線256、298)

普通徴収から特別徴収への切替は、事業所の給与事務担当を通じて依頼してください。

市県民税の納付方法について

市役所 税務課 徴収係 ④(内線259、260)

森林環境税について

奈良県庁 総務部税務課(課税グループ)

☎0742-27-8363